

世田谷区新^{ボ ッ プ}BOP指導員(会計年度任用職員)

※新BOPとは区立小学校内で実施する、放課後の自由な遊び場(BOP)と学童クラブを併せた事業です。

＜ 令和8年度4月採用 ＞

～募 集 要 領～

1. 職務内容

(1)新 BOP 指導員 A

- 1 児童の遊びと生活の指導に関すること。
- 2 児童の安全管理、健康管理に関すること。
- 3 児童の活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- 4 要配慮児童の指導と関係機関等との連携に関すること。
- 5 職員及び新BOP事務局長の職務の補助に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、新BOP運営に関し、所属長の指示する事項。

(2)新 BOP 指導員 B

- 1 児童の遊びと生活の指導に関すること。
- 2 児童の安全管理、健康管理に関すること。
- 3 児童の活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- 4 要配慮児童の指導に関すること。
- 5 新BOP指導員Aの職務の補助に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、新BOP運営に関し、所属長の指示する事項。

(3)新 BOP 指導員 C

- 1 児童の遊びと生活の指導に関すること。
- 2 児童の安全管理、健康管理に関すること。
- 3 児童の活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- 4 要配慮児童の指導の補助に関すること。
- 5 新BOP指導員Bの職務の補助に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、新BOP運営に関し、所属長の指示する事項。

(4)新 BOP 指導員 D、S、T

- 1 児童の遊びと生活の指導の補助に関すること。
- 2 児童の安全管理、健康管理の補助に関すること。
- 3 児童の活動状況の把握に関すること。
- 4 新BOP指導員Cの職務の補助に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、新BOP運営に関し、所属長の指示する事項。

2. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。

3. 募集区分・応募資格

(1)新 BOP 指導員 A

次のいずれかに該当する者

- ①保育士、教員、社会福祉士等のいずれかの資格を有する者
- ②児童福祉施設(児童館、学童クラブ、保育所、障害児福祉施設)において、3年以上職務についた経験(ただし、新BOP指導員 C/D/S/T 及びアルバイト等の期間は除く)を有する者

(2)新 BOP 指導員 B

次のいずれかに該当する者

- ①地方厚生局長の指定する児童指導員養成校又は児童福祉専門学校を卒業した者
- ②大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学を専攻し、卒業した者
- ③高校卒業以上の学歴を有し、2年以上児童健全育成事業に従事した者
- ④高校卒業以上の学歴を有し、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、区長が適当と認めた者

(3)新 BOP 指導員 C・D・S・T

次のいずれかに該当する者

- ①児童福祉施設(児童館、学童クラブ、保育所、障害児福祉施設)における実習や勤務経験などを通じ、子どもとかかわる経験を有する者
- ②育児経験を有する者

※以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

4. 勤務場所

世田谷区立小学校内の新BOP(実際の勤務場所は辞令交付式にてお伝えします。)

※任用期間の途中又は再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。

5. 勤務日数及び勤務時間

職種	勤務時間	勤務日数	
新 BOP 指導員 A	原則 12 時 20 分～ 18 時 20 分 (1 日 6 時間)※1	原則として月 20 日 〔年間 240 日(各月 17 日 以上、23 日以内)〕	月曜～土曜日のうち、 週 5 日程度※3 (シフト制)
新 BOP 指導員 B			
新 BOP 指導員 C			
新 BOP 指導員 D	原則 13 時 20 分～ 17 時 20 分 (1 日 4 時間)※2	月 16 日	月曜～土曜日のうち、 週 4 日程度※3 (シフト制)
新 BOP 指導員 S		月 12 日	月曜～土曜日のうち、 週 3 日程度※3 (シフト制)
新 BOP 指導員 T		月 8 日	月曜～土曜日のうち、 週 2 日程度※3 (シフト制)

- ※1 土曜日、夏休み等の学校休業日は、早番(8時15分～)、中番(10時15分～)等のシフトあり。学童クラブ時間延長利用の申し込み等がある場合、時間延長(13 時 05 分～19 時 05 分)のシフトあり。
- ※2 学童クラブ時間延長利用の申し込み等があり、緊急対応が必要な場合、19 時 05 分までの勤務となる場合があります。夏休み等の学校休業日は午前中の勤務もあり。(例:早番 8 時 15 分～、中番 10 時 15 分～等 のシフトあり)
- ※3 祝日、休日及び年末年始を除きます。
- ※ いずれの職も原則、超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給します。

6. 報酬

・以下は、令和7年度現在の金額です。(令和7年4月から任用の場合)

区分	報酬月額 (地域手当相当分含む)	期末手当	勤勉手当	年度での収入
新 BOP 指導員A	214,119円	401,473円	352,225円	3,323,126円
新 BOP 指導員B	204,740円	383,887円	336,796円	3,177,564円
新 BOP 指導員C	202,794円	380,239円	333,596円	3,147,362円
新 BOP 指導員D	106,834円	200,314円	175,741円	1,658,062円
新 BOP 指導員S	80,126円	150,236円	131,807円	1,243,555円
新 BOP 指導員T	53,416円	-	-	640,992円

- ・上記とは別に、通勤にかかる費用(月額上限 55,000 円)を支給予定です。
- ・常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
- ・年度での収入額及び期末・勤勉手当の額は、任用期間によって変動する場合があります。
- ・新 BOP 指導員 A,B,C,D,S は、一定の要件を満たす場合、期末勤勉手当を支給する。
新 BOP 指導員Tは勤務条件が支給要件に満たないため期末勤勉手当支給対象外です。

7. 社会保険

(1)新 BOP 指導員 A,B,C

健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険・雇用保険の適用があります。

(2)新 BOP 指導員 D,S,T

健康保険(東京都職員共済組合)・厚生年金保険・雇用保険の対象外となります。

8. 休暇

年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

9. 公務災害補償等

公務災害補償等の適用となります。

10. 募集人数

(1)新 BOP 指導員A・B・C

70名程度

(2)新 BOP 指導員D・S・T

若干名

11. 申込方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

(1)オンラインによる申込

Logo フォームでお申し込みください。

URL⇒<https://logoform.jp/form/JqMJ/1245405>



二次元コード

(2)郵送・持参による申込

下記2点を子ども・若者部児童課(所在地:〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口)へ提出してください。

①『世田谷区新BOP指導員採用選考申込書兼履歴書』(所定の申込書)

②『世田谷区における勤務経歴等確認票』

12. 申込期限

令和7年10月31日(金)9時～令和7年11月21日(金)17時まで【必着】

13. 選考方法・日程

11月下旬～12月上旬	一次選考(書類選考)の結果通知送付
令和7年12月9日(予定)	二次(最終)選考(面接選考)
12月下旬	最終選考結果通知送付
令和8年2月13日(予定)	採用手続き及び事務説明会
令和8年3月19日(予定)	辞令交付式(配属先決定)

14.その他

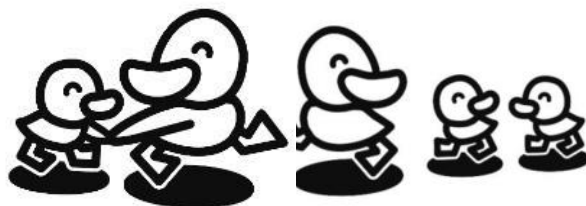
- ・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。
- ・法律上の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)になります。
- ・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。また、世田谷区では、「世田谷区環境美化等に関する条例」に基づき「世田谷区たばこルール」において、指定喫煙場所を除く区内全域の道路、公園、広場で喫煙をしてはならないものとしています。

【問い合わせ先】 世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

電話：03-5432-2583

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第2庁舎2階20番窓口）

子どもの放課後の遊びを豊かにして
くれる仲間をお待ちしています！



(*)詳しくは、下の二次元コードから
区のHPをご覧ください。

